第十四条第一項	千分の九十	千分の百一	
	千分の九百十	千分の八百九十九	
第十四条第二項	千分の九十	千分の百一	
	千分の四十九	千分の五十二	
	千分の九百十	千分の八百九十九	
	千分の九百五十一	千分の九百四十八	
第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の九十	千分の百一	
	千分の九百十	千分の八百九十九	
第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項第一号	千分の九十	千分の九十五	令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
	千分の九百十	千分の九百五	
第十二条第二項第二号	千分の四十九	千分の五十	
	千分の九百五十一	千分の九百五十	
第十四条第一項	千分の九十	千分の九十五	
	千分の九百十	千分の九百五	
第十四条第二項	千分の九十	千分の九十五	
	千分の四十九	千分の五十	
	千分の九百十	千分の九百五	
	千分の九百五十一	千分の九百五十	
第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の九十	千分の九十五	
	千分の九百十	千分の九百五	

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第七十一条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十三条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中「おいて新租税特別措置法」を「おいて租税特別措置法」に改める。

附則第十四条第一項中「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号」を「法人税法第八十二条の三第二項第一号」に改め、同項第三号中「令和六年新法人税法第八十二条の二第三項」を「法人税法第八十二条の三第三項」に改め、同条第二項第一号中「令和六年新法人税法」を「法人税法」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改め、同項第二号中「令和六年六月一日（」を「我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び」に改め、「同日前に」を削り、「場合には、その施行の日」以後に開始する対象会計年度であって、」を「国又は地域においてその施行の日以後に」に改め、「当該対象会計年度において」を削り、「おける当該」を「おけるその該当した」に、「令和六年新法人税法第八十二条の二第一項」を「法人税法第八十二条の三第一項」に改め、同条第三項中「令和六年新法人税法第八十二条の二第四項第一号」を「法人税法第八十二条の三第四項第一号」に改め、同条第四項第一号中「令和六年新法人税法第百五十条の三第一項」を「法人税法第百五十条の三第一項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「令和六年新法人税法第八十二条の二第一項」を「同法第八十二条の三第一項」に、「令和六年新法人税法第百五十条の三第三項」を「同法第百五十条の三第三項」に改め、同項第二号中「令和六年四月一日（」を「我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び」に改め、「同日前に」を削り、「場合には、その施行の日」以後に開始する対象会計年度において」を削り、「おける当該」を「おけるその該当した」に、「令和六年新法人税法第八十二条の二第一項」を「法人税法第八十二条の三第一項」に改め、同条第五項中「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ」を「法人税法第八十二条の三第二項第一号イ」に改め、同条第六項中「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(2)(ii)」を「法人税法第八十二条の三第二項第一号イ(2)(ii)」に改める。

附則第十六条の見出しを「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）」に改め、同条第二項中「令和六年新法人税法」を「法人税法」に、「特例」を「含む。」に改める。

第七十四条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法第十一条第二項の改正規定中「第六十七条の三第八項」を「第六十七条の三第十項」に改める。

第一条のうち所得税法第六十七条の三の改正規定中「第六十七条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項」を「第六十七条の三第十項を同条第十一項とし、同条第九項」に改め、同条第八項を同条第十項とする。

第十三条のうち租税特別措置法第四十条第一項の改正規定中「第六十七条の三第八項」を「第六十七条の三第十項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第七十六条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二十第二項第一号中「及び第二十一条の三十五第一項」を削り、同項第二号中「第二十一条の三十五第二項」を「第二十一条の三十五」に改める。

第二十一条の三十五第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第七十七条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　課税の特例（第二十八条）」を「第三節　削除」に改める。

第二条第四項中「及び第二十八条」を削る。

第四章第三節を次のように改める。

第三節　削除

第二十八条　削除